



## 主な免責事項

免責に関しては、ここに列記したものの他、各共済事業規約・細則の定めにもとづいて運営されます。

ご加入前に  
必ずお読み下さい

### 生命・医療・交通災害・火災

#### 生命共済

##### 第28条（基本契約にかかる共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、死亡共済金・重度障害共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関する、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
- (2) 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- (3) 被共済者が、発効日から1年以内に自殺したとき。（組織・生命共済を除く）
- (4) 被共済者が、自らの犯罪行為により死亡し、この会が共済金の支払を適当でないと認めたとき。
- (5) 共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき。ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、共済金からその者が本来受け取るべき共済金額を差し引いた残額を、他の共済金受取人に支払う。
- (6) 共済契約者が、故意または重大な過失により、被共済者（共済契約者と同一人である場合を除く）を死亡させたとき。

2. 前項各号に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

##### 第29条（傷害特約にかかる共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、傷害特約にかかる共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関する、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
- (2) 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
- (3) 被共済者または共済金受取人の自殺行為により事故が発生したとき。
- (4) 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
- (5) 運転者同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
- (6) 運転者が被共済者の場合で最高速度違反（時速30km（高速道路の場合は時速40km）以上の速度超過）、信号無視（踏切警報機の警報無視含む）で事故が発生したとき。また、未整備車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
- (7) 原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰背痛で他覚所見の認められないもの。
- (8) 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害、泥酔、薬物依存等により事故が発生したとき。
2. 共済期間の中途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。なお、共済期間内に始まる入院の場合も、解約日以降の期間は支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

#### 医療共済

##### 第27条（共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関する、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
- (2) 被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- (3) 被共済者または共済金受取人の犯罪行為によるとき。
- (4) 原因のいかんを問わず、「頸部症候群」（いわゆる「むちうち症」）または腰背痛で他覚所見の認められないものによるとき。
- (5) 正常妊娠・分娩によるとき。
- (6) 被共済者の薬物依存症または薬物依存等により生じた傷病によるとき。ただし、アルコール依存症およびアルコール依存により生じた傷病については、同一被共済者について、一回限りの支払いとする。
2. 共済期間の中途中で、共済契約を解約した場合は、第3条（共済事由）が共済期間内に始まっていたとしても、解約日を超えた期間については、支払い対象としない。
3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

#### 交通災害共済

##### 第28条（共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者や被共済者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関する、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または書類に不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。
- (2) 被共済者または共済契約者あるいは共済金受取人の故意または重大な過失により事故が発生したとき。ただし、その共済金受取人が共済金の一部についての受取人の場合、共済金額から該当する金額を控除し、残額を他の共済金受取人に支払う。
- (3) 運転者および同乗者が被共済者の場合で、無資格運転、飲酒運転により事故が発生したとき。
- (4) 運転者が被共済者の場合で最高速度違反（時速30km（高速道路40km）以上の速度超過）、信号無視（踏切警報機の警報無視含む）で事故が発生したとき。また、未整備の車両を承知のうえで運転したことにより事故が発生したとき。
- (5) 被共済者または共済金受取人の犯罪行為または私闘行為により事故が発生したとき。
- (6) 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨その他これに類する天災により事故が発生したとき。
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により事故が発生したとき。

(8) 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性、またはこれらの特性によって事故が発生したとき。

(9) 原因のいかんを問わず、「頸部症候群」（いわゆる「むちうち症」）または腰背痛で他覚所見の認められないものによるとき。

(10) 試運転、訓練、競技、興行中に事故が発生したとき。

(11) 船舶乗組員、漁夫、船頭等の職務としての船舶搭乗中に事故が発生したとき。

(12) 被共済者が職務として以下の作業に従事中に、当該作業に直接起因する事故が発生したとき。

① 荷役作業、交通乗用具への荷物の積込、積卸しおよび交通乗用具上における荷物の整理、調整等一連の作業を含む。

② 交通乗用具の修理、点検、整備、清掃作業。

(13) 航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機を被共済者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被共済者が職務上搭乗している間に事故が発生したとき。

(14) 被共済者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間に事故が発生したとき。

① グライダー

② 飛行船

③ 超軽量動力機

④ ジャイロプレーン

(15) 被共済者の脳疾患・心疾患等の疾病、精神障害または薬物依存等により事故が発生したとき。

(16) 公的機関等の第三者が発行する事故証明書等が提出できないとき。

2. 共済期間の中途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。なお、共済期間内に始まる入院の場合も、解約日以降の期間は支払い対象としない。

3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

#### 火災共済

##### 第36条（共済金を支払わない場合）※借家人賠償責任共済金を除く

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、共済金を支払わない。

(1) 共済契約者または共済契約代表者あるいは共済金受取人が、共済金支払請求に関する、この会が求める書類または調査に対し、正当な理由なくこれを拒否し、または不実を記載し、あるいは書類を変造したとき。

(2) 共済契約者の故意または重大な過失および犯罪行為により損害が発生したとき。

(3) 共済契約者または共済目的所有者の同一世帯に属する親族の故意により損害が生じたとき。

(4) 火災等または風水害等に際し、共済目的の紛失、盗難による損害。

(5) 原因が直接または間接であると問わず、地震、噴火、津波その他これに類する天災により損害が生じたとき。

(6) 原因が直接または間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により損害が生じたとき。

2. 共済期間の中途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。

3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を求めることができる。

##### 第36条の2（借家人賠償責任共済金を支払わない場合）

この会は、次の各号に掲げる事実が発生したときは、借家人賠償責任共済金を支払わない。

(1) 共済契約者・共済目的所有者ならびにこれらの者と同一世帯に属する親族または共済金受取人などの故意により損害が生じたとき。

(2) 風水害および雪・雹による損害が生じたとき。

(3) 共済目的の紛失、盗難による損害が生じたとき。

(4) 原因が直接または間接であると問わず、地震、噴火、津波その他これに類する天災により損害が生じたとき。

(5) 原因が直接または間接であると問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の非常の出来事により損害が生じたとき。

(6) 共済契約者・共済目的所有者ならびにこれらの者と同一世帯に属する親族の心身喪失により損害が生じたとき。

(7) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。

(8) 共済契約者または、共済目的所有者ならびにこれらの者と同一生計の親族が業務中に使用していた際に、損害が生じたとき。

(9) 借用戸室の自然の消耗による劣化、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由、ねずみ食いまたは、虫食いなどが起因し発生した損害。

(10) 借用戸室のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外見上の損傷または、汚損であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。

(11) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。

(12) 土地の沈下、または移動または隆起によって生じた損害。

(13) 借用戸室を貸主に引き渡す際に発見された次のいずれかに該当する損害。

① 修補、交換、張替え等の対象となった損壊

② 清掃等の対象となった損壊

(14) 借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任。

(15) 借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された、借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任。

2. 共済期間の中途中で、共済契約を解約した場合、第3条（共済事由）に定められた共済事由のうち、解約日を超えたものについては、共済金の支払い対象としない。

3. 前第1項各号および第2項に該当していて、すでに支払われた共済金がある場合には、この会はその返還を請求することができる。



#### 税金控除について

全労連共済における労働組合が行う自主共済事業は、掛金は所得控除の対象になりません。



#### 個人情報について

加入者の個人情報は、法令等で開示が必要な場合を除き、共済業務遂行の目的以外には利用いたしません。